

八王子市介護人材資格取得支援事業補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、介護人材の育成及び質の高い介護保険サービスの安定供給を図ることを目的として、介護人材の資格取得を支援するため、予算の範囲内において交付する八王子市介護人材資格取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年5月16日八王子市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程の研修（以下「初任者研修」という。）を修了し、かつ、市内の介護保険サービス事業所に就業する者。
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第21条第1項第3号に規定する知識及び技能の修得を含む。以下「実務者研修」という。）を修了し、かつ、市内の介護保険サービス事業所に就業する者。
- (3) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条に規定する介護福祉士試験に合格し、同法第42条第1項に規定する登録（以下「介護福祉士の登録」という。）を受け、同条第2項において準用する第30条の規定による介護福祉士登録証の交付を受けた者（以下「介護福祉士」という。）であり、かつ、市内の介護保険サービス事業所に就業する者。

2 第1条及び前項に規定する介護保険サービス事業所とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定するサービス（ただし、「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「居宅介護支援」、「介護予防訪問看護」、「介護予防訪問リハビリテーション」、「介護予防居宅療養管理指導」、「介護予防福祉用具貸与」、「介護予防特定福祉用具販売」及び「介護予防支援」を除く。）を提供し、又は施設を運営する事業所をいう。

(交付の要件等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる資格区分ごとに掲げる要件のすべてに該当する者とする。

(1) 初任者研修及び実務者研修

- ア 申請日において初任者研修又は実務者研修（以下「研修」という。）を修了しており、かつ、その修了日が、申請日の属する年度の前年度の4月1日以降であること。
- イ 介護職員として、前条第2項に掲げる介護保険サービス事業のいずれかを行う市内の事業所（市長が特段の事情があると認める場合を除き、同一の事業所に限る。）に、研修の修了日以降3か月以上継続して就業し、かつ、申請日においても就業していること。
- ウ 就業先である介護保険サービス事業所の運営法人等に直接雇用されていること。

(2) 介護福祉士

- ア 申請日の属する年度の前年度の4月1日以降に介護福祉士試験に合格し、介護福祉士の登録を受け、介護福祉士登録証の交付を受けていること。
- イ 介護職員として、前条第2項に掲げる介護保険サービス事業のいずれかを行う市内の事業所（市長が特段の事情があると認める場合を除き、同一の事業所に限る。）に介護福祉士の登録日以降3か月以上継続して就業し、かつ、申請日においても就業していること。
- ウ 就業先である介護保険サービス事業所の運営法人等に直接雇用されていること。

2 前項の規定にかかわらず、研修の受講に係る経費について他の公的な制度による補助を受けている場合は、当該補助金の交付を受けることができない。

(補助金交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げる資格区分ごとに該当する経費とする。

(1) 初任者研修及び実務者研修

研修に係る受講料及び教材費（以下「受講料等」という。）であって、補助金の交付を受けようとする者が当該研修を実施した養成機関に申請日の属する年度の前々年度から申請日までの間で支払いが証明できる額とする。また、支払いに係る手数料については、対象経費としない。

(2) 介護福祉士

介護福祉士試験受験対策講座の受講料（テキスト代、模試の費用等を含む。）、介護福祉士試験受験手数料、介護福祉士登録手数料の合計額（以下「介護福祉士資格取得に要する費用」という。）であって、補助金の交付を受けようとする者が申請日の属する年度の前々年度から申請日までの間で支払いが証明できる額とする。また、支払いに係る手数料については、対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号又は第2号に規定する介護員養成研修事業者（以下「介護員養成研修事業者」という。）又は社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、都道府県知事の指定した養成施設（以下「実務者養成施設」という。）又は就業先である介護保険サービス事業所の運営法人等から当該経費について補助等を受け、又は受ける予定である場合には、受講料等から当該補助等に係る額を控除した後の経費）のうち市長が必要があると認めるものについて、次の各号に掲げる資格区分に応じて定める額を上限とする。ただし、当該補助金の交付は1人につき、各資格区分1回に限る。

- (1) 初任者研修 100,000円
- (2) 実務者研修 150,000円
- (3) 介護福祉士 60,000円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、八王子市介護人材資格取得支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に別表に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請について変更が生じた場合は、遅滞なく市長に八王子市介護人材資格取得支援事業補助金交付申請内容変更届（第5号様式）を提出しなければならない。
- 3 第1項に規定する申請書の提出期限は、申請日の属する年度の3月31日（八王子市の休日に関する条例（平成元年6月30日条例第29号）に基づく休日に当たるときは、その直前の休日でない日）とする。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否及び支給の額を決定し、その旨を八王子市介護人材資格取得支援事業補助金決定（却下）通知書（第6号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 前条第1項に規定する申請は予算の範囲内において先着順により交付の可否を決定することとする。
- 3 予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合は、申請者の中で抽選を行い、交付の可否を決定する。

(交付申請の取下げ)

第8条 第6条第1項の規定による申請をした者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該申請を取下げようとするときは、速やかにその理由を付して市長に八王子市介護人材資格取得支援事業補助金交付申請取下げ書（第7号様式）を届け出なければ

ばならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(支給決定の取消等)

第9条 市長は、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受けたとき。
- (2) その他補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(交付時期)

第10条 補助金は、第7条に規定する額の決定後に交付する。

- 2 市長は、第7条の規定により補助金支給額決定の通知をしたときは、速やかに、当該申請をした者が指定した金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

別表（第6条関係）

資格	添付書類
初任者研修及び実務者研修	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護員養成研修事業者又は実務者養成施設（以下「養成研修事業者等」という。）が発行する第4条に規定する受講料等に係る領収書の写し又はそれに類する書類 (2) 養成研修事業者等が発行する修了証明書の写し (3) 介護保険サービス事業所が発行する就業証明書（第2号様式）（発行された日から起算して30日以内のものに限る。） (4) 八王子市介護人材資格取得支援事業補助金交付請求書（第3号様式） (5) 誓約書（第4号様式） (6) その他市長が必要と認める書類
介護福祉士	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護福祉士資格取得に要する費用に係る領収書の写し又はそれに類する書類 (2) 介護福祉士試験合格証の写し (3) 介護福祉士登録証（社会福祉士及び介護福祉士法第43条第1項に規定する指定登録機関が交付したのものに限る。）の写し (4) 介護保険サービス事業所が発行する就業証明書（第2号様式）（発行された日から起算して30日以内のものに限る。） (5) 八王子市介護人材資格取得支援事業補助金交付請求書（第3号様式） (6) 誓約書（第4号様式） (7) その他市長が必要と認める書類